

静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

制定 平成7年10月18日 規則第53号

改正 平成9年12月26日 規則第69号

平成17年3月7日 規則第5号

平成18年3月24日 規則第14号

令和3年3月26日 規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成7年静岡県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用対象者の募集)

第2条 知事は、条例第3条に規定する使用対象者を、1月以上の期間を設けて、公募するものとする。

(使用の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により工場仕様室等（条例第3条に規定する工場仕様室等をいう。以下同じ。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する公募の期間内に、様式第1号による使用承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 創業して5年を経過していない者にあつては、創業日及び業種を明らかにする書類（法人にあつては、法人の登記事項証明書及び申請時までの事業報告書）
- (2) 申請者の履歴、資格等を記載した書類
- (3) 事業の内容を記載した書類
- (4) 技術開発力を説明する書類
- (5) 経営の方針を説明する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(使用の承認の期間)

第4条 条例第4条第3項に規定する使用の承認の期間（以下単に「使用の承認の期間」という。）は、使用開始日（次条の書面に使用を開始できる日として記載された日をいう。第2号において同じ。）現在における次の各号に掲げる申請者の区分に従い、当該各号に定める期間とする。

- (1) 今後創業しようとする者 5年以内
- (2) 創業して5年を経過していない者 5年から創業経過期間（創業日から使用開始日までの期間をいう。）を控除した期間以内

(使用の承認等の通知)

第5条 知事は、工場仕様室等の使用の承認をするかどうかを決定し、これを書面により申請者に通知するものとする。

(期間の更新の申請等)

第6条 条例第6条の規定による期間の更新を受けようとする者は、使用の承認の期間が満了する日の3月前までに、様式第2号による使用承認期間更新申請書に期間の更新の必要性を説明する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用の承認の期間を更新するかどうかを決定し、これを書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(工場仕様室等の改造の申請等)

第7条 条例第12条の規定により工場仕様室等の改造の承認を受けようとする者は、改造を加えようとする日の1月前までに、様式第3号による改造承認申請書に改造の内容を具体的に示す書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、工場仕様室等の改造の承認をするかどうかを決定し、これを書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(事業の報告)

第8条 条例第4条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、事業年度(法人にあつては法人税法(昭和40年法律第34号)第13条第1項に規定する事業年度をいい、個人にあつては毎年1月1日から12月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。)終了後3月以内に、その事業年度に係る事業について知事に報告しなければならない。

(届出)

第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称若しくは住所若しくは所在地又は法人にあつては、代表者の氏名に変更があつたとき。

(2) 工場仕様室等の使用を15日以上休止しようとするとき。

(3) 使用の承認の期間の途中において工場仕様室等の使用を終了しようとするとき。

(4) 静岡県創業者育成施設(以下「施設」という。)を損傷し、又は滅失したとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 施設の供用を開始するときの使用対象者の公募の期間及び工場仕様室等の使用の承認の申請の期間は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成7年11月8日までの期間とする。

附 則(平成9年12月26日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第5号)

1 この規則は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則(第1条第1号、第2号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号、第3条、第8条、第11条第1号、第3号、第6号、第8号及び第9号、第12条、第13条並びに第14条を除く。)による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成18年3月24日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

使用承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 法人にあっては、その
申請者 主たる事務所の所在地
氏 名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県創業者育成施設を使用したいので、申請します。

使 用 目 的			
施 設 の 名 称			
工場仕様室等の区分			
創業（予定）年月日	年 月 日	業 種	
主 　　　　な 技 術 開 発 力			
使用希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
連 絡 先	住 所		
	氏 名		電話番号

使用承認期間更新申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 法人にあっては、その
申請者 主たる事務所の所在地
氏 名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県創業者育成施設の使用の承認の期間の更新を受けたいので、申請します。

期 間 更 新 の 必 要 性	
使用承認番号	年 月 日付け 第 号
使用の承認 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
更新希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

改造承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 法人にあっては、その
申請者 主たる事務所の所在地
氏 名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県創業者育成施設に改造を加えたいので、申請します。

改造を加えようとする理由	
使用承認番号	年 月 日付け 第 号
改造予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
改造の概要	
改造に要する経費	円
原状回復に要する経費	円